

交通政策審議会海事分科会船員部会
第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会 議事次第

令和4年10月6日(木)
13:30 ~ 15:00
2号館低層棟共用会議室1

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 海上旅客運送業最低賃金の改正について

3. 閉 会

海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

石崎由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授

◎野川 忍 明治大学専門職大学院 法務研究科教授

(関係船員を代表する委員)

中本 伸一 全日本海員組合 国内局国内部副部長補

平岡 英彦 全日本海員組合 中央執行委員

(関係使用者を代表する委員)

菊池 浩二 石崎汽船株式会社 常務取締役

佐藤 則仁 東京湾フェリー株式会社 取締役海務部長

◎ 専門部会長

配布資料一覧

- 資料1 海上旅客運送業最低賃金
(平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第6号)

- 資料2 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

- 資料3 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

海上旅客運送業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号
一部改正平成 9 年 10 月 31 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 10 年 11 月 2 日	平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 11 年 11 月 1 日	平成 11 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 12 年 11 月 10 日	平成 12 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 13 年 11 月 1 日	平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 27 年 12 月 2 日	平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 30 年 12 月 5 日	平成 30 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和元年 12 月 18 日	令和元年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 3 年 1 月 20 日	令和 3 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 4 年 1 月 20 日	令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 1 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶

(2) 近海区域を航行区域とする船舶

(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員（事務部職員を除く。）

247,350 円

(2) 事務部職員

193,250 円

(3) 部員

185,900 円

5 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

(2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金

(3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

(4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(5) 1 か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成11年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成11年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成12年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成12年12月10日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）

この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成30年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成31年1月4日から効力を生ずる。

附 則（令和元年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和2年1月17日から効力を生ずる。

附 則（令和3年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和3年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和4年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、令和4年2月19日から効力を生ずる。

海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額		
	職員	事務部職員	部員
平成 8 年	234,350円	181,250円	169,450円
平成 9 年	236,950円	183,250円	172,600円
平成 10 年	238,050円	184,100円	175,800円
平成 11 年	—	—	176,500円
平成 12 年	—	—	177,050円
平成 13 年	238,300円	184,200円	177,500円
平成 18 年	—	—	—
平成 25 年	239,250円	185,150円	178,250円
平成 26 年	240,250円	186,150円	179,000円
平成 27 年	242,050円	187,950円	180,600円
平成 28 年	243,050円	188,950円	181,600円
平成 29 年	244,050円	189,950円	182,600円
平成 30 年	245,350円	191,250円	183,900円
令和元年	246,450円	192,350円	185,000円
令和 2 年	246,800円	192,700円	185,350円
令和 3 年	247,350円	193,250円	185,900円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

1. 職員(事務部職員を除く。)

最賃額

247,350

(単位:円,%)

会社名	職名	基本給(初任額)		乗船手当等	フェリー手 当	航海日当	その他	合計	最賃額 との差	備考 (航海日当/月)
		基本給 標準年齢給	初任額 職務給							
A	航・機士	181,490	57,400			13,395		252,285	4,935	大型CF 19.00 日
B	〃	178,110	57,400			14,805		250,315	2,965	大型CF 21.00 日
C	〃	222,590	16,500			21,150	82,500	342,740	95,390	個別協約 30.00 日
D	〃	236,600	2,500	9,720		3,000	37,210	289,030	41,680	個別協約 20.00 日
E	〃	178,110	57,400			14,100		249,610	2,260	大型CF 20.00 日
F	〃	247,620	3,600		4,650	15,100	7,500	278,470	31,120	個別協約 20.00 日
G	〃	248,220	1,700			19,090	6,050	275,060	27,710	個別協約 23.00 日
H	〃	178,110	57,400			12,690	12,240	260,440	13,090	大型CF 18.00 日
I	〃	178,110	57,400			12,810	30,300	278,620	31,270	個別協約 18.17 日
J	一航・機士	237,270	10,000	35,591				282,861	35,511	個別協約 - 日
K	航・機士	243,550		24,355		9,100		277,005	29,655	中四旅客 20.00 日
L	〃	195,000				25,000	35,000	255,000	7,650	個別協約 17.33 日
M	〃	179,800	57,400			14,100		251,300	3,950	大型CF 20.00 日
N	〃	178,110	57,400			14,100		249,610	2,260	大型CF 20.00 日
O	〃	243,550		24,360		13,400		281,310	33,960	中四旅客 20.00 日
P	〃	179,800	57,400			12,690		249,890	2,540	大型CF 18.00 日
Q	〃	178,110	57,400			14,100		249,610	2,260	大型CF 20.00 日
R	〃	250,670	3,740	62,670				317,080	69,730	個別協約 - 日
S	〃	186,560	57,400			14,100		258,060	10,710	大型CF 20.00 日

2. 事務部職員

最賃額

193,250

(単位：円，%)

会社名	職名	基本給（初任額）		乗船手当等	フェリー手 当	航海日当	その他	合計	最賃額 との差	備考 (航海日当/月)
		標 年齢 給	職 務 給							
a	事務員 (未経験)	239,190	3,580	59,800				302,570	109,320	個別協約 - 日
b	〃	184,870	57,400			12,690		254,960	61,710	大型CF 18.00 日
c	〃	178,110	10,460			14,100		202,670	9,420	大型CF 20.00 日
d	〃	226,260		22,630		13,400		262,290	69,040	中四旅客 20.00 日
e	〃	185,210				16,560	3,800	205,570	12,320	個別協約 23.00 日

3. 部 員

最賃額

185,900

(単位：円，%)

会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額)		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 手 当	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最 賃 額 と の 差	備 考 (航海日当/月)
		標 齢 給	職 務 給							
Aa	部員 (未経験)	171,350	9,870			11,430	12,240	204,890	18,990	大型CF 18.00 日
Ab	〃	171,350	9,870			11,430		192,650	6,750	大型CF 18.00 日
Ac	〃	171,350	9,870			13,335		194,555	8,655	大型CF 21.00 日
Ad	〃	168,350				11,538	30,300	210,188	24,288	個別協約 18.17 日
Ae	〃	171,350	9,870			12,065		193,285	7,385	大型CF 19.00 日
Af	〃	166,600	3,650		4,350	12,700	7,500	194,800	8,900	個別協約 20.00 日
Ag	〃	171,350	9,870			12,700		193,920	8,020	大型CF 20.00 日
Ah	〃	158,000				15,000	20,000	193,000	7,100	個別協約 17.33 日
Ai	〃	171,350	9,870			12,700		193,920	8,020	大型CF 20.00 日
Aj	〃	168,620	3,410	42,160				214,190	28,290	個別協約 - 日
Ak	〃	171,970		25,796				197,766	11,866	個別協約 - 日
Al	〃	171,350	9,870			12,700		193,920	8,020	大型CF 20.00 日
Am	〃	185,210				16,560	3,800	205,570	19,670	個別協約 23.00 日
An	〃	169,550		16,960		10,300		196,810	10,910	中四旅客 20.00 日
Ao	〃	168,690		8,100		2,000	29,328	208,118	22,218	個別協約 20.00 日
Ap	〃	169,550		16,955		6,300		192,805	6,905	中四旅客 20.00 日
Aq	〃	158,370	2,000			19,050	82,500	261,920	76,020	個別協約 30.00 日
Ar	〃	171,350	9,820			12,700		193,870	7,970	大型CF 20.00 日
As	〃	171,350	9,870			12,700		193,920	8,020	大型CF 20.00 日